

薩摩川内市漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 1 6 号

薩摩川内市漁港管理条例の一部を改正する条例

薩摩川内市漁港管理条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 2 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 6 条第 1 項中「採取又は占用の許可を受けた者」を「採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第 4 3 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 4 4 条第 1 項に規定する認定計画において法第 4 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第 5 0 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」に改め、同項ただし書中「同条第 4 項」を「法第 3 9 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。